

## 丹波篠山市立中学校部活動のあり方について

### 1. 中学校部活動の意義

中学校部活動については、教育課程外の活動であり、生徒の自発的・自主的な活動であるが、学校教育活動の一環として学習指導要領に位置付けられており、市内中学校においても、多くの生徒が参加し、運動や文化の領域で多様な活動が行われているところである。

部活動は、目標に向かって仲間と協力し課題を克服して達成感を得ること、思春期の生徒たちの心と体の健全な育成を図ることなど、その教育的な価値が高く、大変意義深いものである。

そして、ひとりひとりの生徒にとって、学校生活の楽しさや充実につながるものとなっている。

したがって、今後とも中学校部活動の充実に市を挙げて取り組む必要がある。

### 2. 教員の負担の軽減、教員の勤務時間の適正化

一方、現状の部活動は、教員の負担が重く、朝練や放課後など、教員が勤務時間外に労働をすることで成り立ってきた面がある。学校の働き方改革の一環から、教員の超過勤務の増大などが問題とされており、部活動に携わる教員の負担の軽減や適正化が必要である。

### 3. 部活動指導員の充実

教員の負担を軽減しつつ、生徒が希望する部活動の機会が損なわれないよう、また、安全で充実した指導が受けられるように、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。部活動指導員については、これまでの技術指導にとどまるのではなく、活動内容に責任を持ち、教員の立場を尊重し教員と連携して、思春期の生徒の心と体の健全な育成を図りながら指導できる人材を公務員として登用できるよう取り組む。

なお、任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、科学的な指導、安全確保や事故発生後の適切な対応、体罰の禁止、サービスの遵守等に関する研修を実施する。

#### **4. 休日における部活動**

文部科学省は、「休日の部活動は、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担う」とする方向性を示している。

前述2. のとおり、この方向性も理解できるものであるので、市においては、休日の部活動を地域がどのように担えるか、どのように体制を整えていくかなどについて、市を挙げて調査、検討を進めていく。

#### **5. 部活動の機会を損なわない配慮**

生徒が希望する部活動の機会をできるだけ損なわないよう配慮する。

単一の中学校では、試合に出場できない部員数である場合は、複数校で実施する合同部活動や、男子と女子の合同部活動の体制づくりを進めるなど、柔軟な対応、配慮が望まれる。

合同チームで活動することに伴う、移動時の安全等については、市において配慮する。

#### **6. 部活動の運営について―地域とともにある学校**

部活動の運営、顧問の配置、部の結成と継続・廃止等、部活動に関する決定権は校長にある。

ただし、この決定にあたっては、生徒、保護者、地域住民の意向を十分に配慮するものとし、学校運営協議会などにおいて、十分な情報提供を行い、話し合われることが望ましい。

#### **7. 丹波篠山市の責任**

市は生徒の部活動の充実と教員の負担軽減に、今後も充分配慮する。

顧問を務める教員や部活動指導員の用具の購入、審判の講習など、必要となる経費については、市において配慮する。